ものづくり支援センターしもすわ
ホームページ・動画作成等補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ＩＴ活用を促進し、受注力や情報発信力等の強化による企業競争力の向上を図るため、町内の製造業者及び製造業に関連する中小企業者がホームページの新規立ち上げやリニューアルする経費、又は自社ＰＲのための動画等の製作に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　中小企業者とは中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者をいう。

(2)　製造業者とは、原材料等を加工することにより製品を生産・提供する事業者をいう。

(3)　製造業に関連する事業者とは、製造業が生産活動を実施するにあたり必要となる卸、小売り、サービス等の事業をいう。

（対象事業者及び補助対象経費）

第３条　補助金の交付対象となる事業者及び補助対象経費（以下「経費」という。）は、次の通り。

(1)　対象事業者

下諏訪町への納税（法人住民税又は個人住民税等）が確認できること。

(2)　経　　費　ホームページを作成・リニューアル（①新規ページ作成及び追加 ②旧ページの削除 ③デザイン修整 ④情報更新等）、又は動画等を作成するための外注費。（国又は長野県等の補助金等を受けている経費を除く）

※中小企業者が自ら作成した場合に関する経費は対象としない。

※経費の対象となる作業は対象期間中１回のみとする。

(3)　消費税の取扱い　特に指定の無い限り経費対象額は消費税込みの金額とする。

（補助率）

第４条　補助対象経費の合計額の３分の２以内とし、１事業所につき、１０万円を限度とする。ただし、1,000円未満を切り捨てる。

（対象期間）

第５条　１月１日から１２月３１日の間に作業完了し完成物が公開、使用されており、経費の支払いが終了し、ものづくり支援センターしもすわのメールマガジンの受信をしていること。

（申請期間）

第６条　対象期間の翌年１月１０日から１月３１日とする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする中小企業者は、ものづくり支援センターしもすわのホームページ作成等補助金交付申請書（様式第１号）を作成し、ホームページＵＲＬおよびメールアドレス、支払いを証する書類等を添付して、ものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

（交付決定および請求）

第８条　１．前条に規定する申請書の提出を受けた時は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、ものづくり支援センターしもすわホームページ作成等補助金交付決定通知（様式第２号）により当該申請者へ通知するものとする。

２．申請者は、前条の規定による決定通知書を受けた後、すみやかにホームページ作成等補助金交付請求書（様式第３号）をものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２８年１１月１日から施行する。

平成３０年４月１日一部改訂

令和３年１月６日一部改正

令和８年４月１日一部改訂